
○議長（藤井 要君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時35分）

○議長（藤井 要君） 一般質問の前に申し上げておきます。質疑、答弁は的確にわかりやすく要領よく行ってください。通告以外の質疑はできません。また、関連質疑は議長の許可を受け、質疑を続けてください。

質疑は一括質疑と一問一答方式、どちらかを述べてから質疑に入ってください。

それから、固有名詞等は発言に十分注意してください。

なお、本定例会において町長に反問権を付与します。反問権を行使する場合は反問の趣旨内容を示し、議長の許可を得てから行って下さい。

最後に、傍聴者に申し上げます。議場内ではお静かにお願いいたします。

◎一般質問

○議長（藤井 要君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 高 柳 孝 博 君

○議長（藤井 要君） 通告順位1番、高柳孝博君。

（7番 高柳孝博君 登壇）

○7番（高柳孝博君） 新型コロナウイルスは、その感染はパンデミックとなって、世界の生活を一変させました。亡くなられた方々への、追悼の意を表するとともに、感染の終息と、今後の世界の復興を願うものであります。世界は、感染防止のため、流通が遮断され、マスクや、医療機器を初めとした、産業の国内回帰、自給自足の議論、都市部と田舎の、メリットとデメリットが、今まで、経験したことのない、レベルまで、議論されております。パンデミックの中での、防災のあり方も、議論され始めました。緊急事態のときこそ、官の支援が必要であり、国や県、町の支援策が出されました。議員の中からも、議員の給料を一時的に下げて、町の役に立たせようとの提案がありました。経済の復興には、消費支出を増やすほうがよいのですが、新たに無駄なく消費するというのも困難で、折しも、岩科診療所建設において、過疎債の負担比率が変更され、一般財源が必要となりました。税収が減るので、

全て財源に役立つとは言えませんが、また、新規の事業を起こさなければ、喫緊の経済対策には、間に合わない可能性もあります。しかし、町の施策の一助になればとの思いで賛同いたしました。

松崎町も、緊急事態宣言の影響は多大なものです。経済が、元に戻るに、1年から、1年半かかるという人もいます。今後の暮らしも、大きく変わらざるを得ないと思います。変貌する生活への対応に、教育も、変わらざるを得ないと考えます。コロナ後の世界は、不安で、緊縮生活となり、マイナスのことばかりです。明るいまちづくり、それが遠のく感じがします。思いは招くです。計画を立てること。未来をデザインすることが必要です。松崎ができる時、来たら行動するでは遅いのです。さらなる格差を産みかねません。松崎だからこそ、危機感を持つことが必要ではないでしょうか。

故に、今後の取り組みについて質問いたします。

一つ目は、コロナウイルス対策についてでございます。町の産業への影響をどう考えるか。今後の支援策はどのようなものであります。

二つ目は、総合計画のアクションについて、コロナウイルス対策の評価はどのようなものか。今回の経験をもとに、今後の有事の際の、対応を、国や、県でするものと、町でできるものを、できる限り、洗い出しておく必要があります。また、実行計画の見直しが必要ではないかと考えます。一つのドアが閉まると、別のドアが開く。これはグラハムベルの言葉ですが、見ようとしなければ、開いている扉は見えません。コロナ後の世界の変化に、対応した計画デザインが必要です。都市部集中の問題も露呈されています。売りたい物を売るではなく、必要とするものを提供していく必要があります。在宅勤務や、インターネットを使って、仕事を請け負う市場、ギグエコノミーというそうですけれども、そういった市場が、発展していくと言われています。都会に住む必要がなくなり、田舎で事業をするニーズにこたえる、産業の国内回帰、食糧の自給など、田舎の発展のチャンスととらえて、計画を見直す必要があります。

三つ目は、ICT教育環境の整備についてでございます。デジタルの、技術の進展に伴って、教育も、いろいろ、変えることを考えています。松崎町が、学校安全総合支援事業のモデルになって、たくさんやることがあると思いますが、コロナウイルスの蔓延は、学校教育にも、多大な影響を及ぼしています。休校状態が長きにわたりました。ネットワークを使った、事業の考え方も必要になってきました。また、AIや在宅勤務などの経験が、仕事の進め方を変えようとしています。技術を習得している人と、習得していない人との格差が出て

きます。学校もＩＣＴを活用した、事業の体制づくりが求められています。

質問は、ギガスクール構想、これは、学校へ、５Ｇ、クラウドデフォルトのＬＡＮの導入、各自が端末を使用する。そういった構想ですが、その取り組みについて、設備の導入スケジュールをどう考えるか。次に、受け入れ準備をどう考えるかです。

以上で壇上からの質問を終わり、質問席から質問いたします。

(町長 長嶋精一君 登壇)

○町長（長嶋精一君） 高柳議員の質問にお答えいたします。

まず、第１は、コロナウイルス対策について、その１、町の産業への影響をどう考えるかというところでございます。

この度の新型コロナウイルス感染症により、町の基幹産業である観光業は、リーマンショック以上の打撃を受けております。また、いまだ終息が見えず「ウィズコロナ」というウイルスとの共存を図りながらの経済活動再開を余儀なくされている訳であります。全国的な緊急事態宣言は解除されましたが、未知のウイルスへの恐怖から、いまだ客足は戻っておりません。町内の飲食店は５月１８日から再開し、多くの宿泊施設も今月からお客さまの受入れを始めましたが、感染リスクが無くなった訳ではなく、予防措置を取りながらの営業となっております。今回のコロナショックは全世界的なレベルのため、長期的な対策が必要と感じており、今後も関係団体と協力し、対策を講じていく所存でございます。

大きなコロナウイルス対策についての２つ目でございます。今後の支援策は、どのような事を考えているかという御質問でございます。

現在、国の「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」を活用し、まずは近場の移動、消費喚起をめざし、計画を立てているところであります。今回の新型コロナウイルス感染症は、世界規模での災害のため、一つの自治体ができることは限られますので、国、県の支援を上手に活用して、町民の生活を守ってまいりたいと考えております。

大きな２つ目、総合計画へのアクションについて、その内の１つ、コロナウイルス対策の評価は、どのようなものか、そして各支援策の受援状況はどんなものか、という御質問でございます。

議会臨時会での専決処分の承認の際に申し上げましたとおり、緊急事態宣言などに対応するべく、第１回の事業所支援給付金は、商工会、観光協会と連携して、スピード重視で対応させていただきました。その甲斐あって、多くの皆様から感謝の声をいただき、概ねよい評価だったと感じております。その後も、静岡県での第二次休業要請に対応し、観光関連業種に

絞らせていただきましたが、町から休業要請協力金の給付、第2回事業所支援給付金と間断なく支援をしてまいりました。これも多くの皆様から感謝の声をいただいたところでございます。

各支援策の受援状況でございますが、対象となる事業所数は第1回事業支援給付金は200事業所、第2回事業所支援給付金は85事業所、休業要請協力金は130事業所となっております。

次に、総合計画アクションの小さな項目でございます。計画の見直しは必要ではないか、そしてデータ予測の見直し、ポストコロナの業態、財政をどう考えるか、という御質問でございます。

総合計画につきましては、令和元年度に見直しを行い、事業を進めているところであります。しかしながら今回の新型コロナウイルス感染症については、世界中で経験したことがない未曾有の被害が拡大していることから、国も対策に苦慮しているところであります。また、ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた「新しい生活様式」といった行動変容が求められており、従来の生活では考慮しなかった場合においても感染症予防が必要となります。これらは総合計画の運用の部分で対応していくことが必要であり、今後も対応の変容が見込まれるため、柔軟な見直しを検討していくこととなります。今後は一層IT化が進むと思われるので、社会の動向を見ながら対応してまいります。

大きな総合計画のうちの重点施策の変更はあるのかということでございます。

先ほども申し上げましたとおり、総合計画は昨年度見直しを実施し、重点施策の変更の予定はございません。今回の新型コロナウイルス感染予防の観点からテレワークなどのオンラインの仕事や会議などが普及してきたのは事実でございますが、環境整備や業態の体質変更が必要となるため、町内の事業所ではそこまでのシフトが進んでおりません。今後、必要に応じて社会の変化に遅れることがないように考え、準備してまいりたいというふうに思っております。

大きな総合計画のアクションについての3つ目でございます。更なる孤立化防止策をどう考えるかということでございます。

新型コロナウイルス対策により「テレワーク」など、オンラインによる業務が増え、人と関わるものが失われることで、孤立化が進むのではないかと質問ですが、実際に直接的な人とのコミュニケーションは減少する代わりに、「ズーム」といったオンライン会議システムを活用し、顔の見える新しいコミュニケーションの方法が確立されてきております。こういったIT技術を活用し、孤立化を防止してまいりたいと思います。次のICT教育関係の整備については、教育長から、お答えいたします。

(教育長 佐藤みつほ君 登壇)

○教育長（佐藤みつほ君） それでは、続いて3番目、ICT教育環境の整備について、GIGAスクール構想への取り組みについて、設備の購入スケジュールをどう考えるか、メーカーへの対応、県の一括購入などやハードソフトの選択はどう決めるか、などの質問でございます。

お答えします。GIGAスクール構想は、全国の学校で義務教育を受ける児童生徒に一人1台の学習者用パソコンの整備や、クラウド活用を前提とした高速ネットワーク環境などを整備する計画として、令和5年度までの完了を目指して計画されていました。しかし、今回の新型コロナウイルス感染拡大防止対策や災害の発生などによる学校の臨時休校など、緊急時においても、家庭でもつながる通信環境を整備し、ICTを活用し、すべての子供たちの学びを保証できる環境を早期に実現するため、事業が前倒しとなり、令和2年度中に整備することが閣議決定されました。

町といたしましては、今の段階では、文科省からのスケジュールに則り、購入を予定しているコンピュータ端末数の確認や、学校における通信環境改善のための費用の積算など、今後予算を計上するための準備をただ今、行っております。また、メーカーや機器端末については、文科省から学習用端末の標準仕様として、3つのOS、オペレーション・システムや端末のスペックなどが提示されていますが、利用する小中学校のOA担当の先生など学校側と協議し、機種やアプリケーションソフトを選定していきたいと考えております。

なお、県による共同調達につきましては、導入時の費用だけでなく、調達や告示、審査などを個別に行う必要がなくなるなど、時間的、事務的なコストメリットが大きく、国も県単位での共同調達を推奨しておりますが、県に確認したところ、県による共同調達は行わないということから、町単独での事業の実施に向け、学校側と連絡を密にし、事前準備はしっかりと行って参りたいと考えているところでございます。

質問のICT教育環境の設備についてのGIGAスクール構想への取り組みについての②、非対面の授業は単位が認められない、についてどう検討されているかです。

現在、公立学校のICT環境は、自治体により進んでいる学校と遅れている学校の格差が大きいと言われています。今回の学習用端末の整備により、子供たちの学びを保証できる環境が整います。文科省は、遠隔授業による受信側の教育設置基準を見直し、教師と直接対面していない場合でも正式な授業に参加しているものと認めるものとして、オンライン授業を標準授業数の一部として認める措置を含めて検討しています。そういう、答えでよろしいで

しょうか。

続きまして、3つ目、受け入れ準備をどう考えるか、ハードウェアが設置されるまでの検討と授業での活用方法はどうか。

現在、各学校においては、3人から5人に1台の割合でパソコンなどの端末が整備されています。これらは授業の中でも使用され、教師用タブレットと、班で使用するタブレット数台とをネットワークで結び、大型ディスプレイと連動させた授業を行っております。ICTを授業で活用することは、教師としての資質向上につながる上に、現在の教育機器同様、積極的に活用していくものと思われませんが、使用する教材ソフトや使用方法につきましては、端末を利用する学校においても事前研修等を行い、準備を整えて参りたいと思います。特に今回の事業では、児童生徒が自宅にパソコンを持ち帰り、児童生徒の自宅で学習に利用することも想定しているため、遠隔で授業を行う場合の取り扱いについてもスムーズに行われるような体制づくりを行っていかねばならないものと考えております。

以上であります。

○7番（高柳孝博君） 一問一答をお願いします。

○議長（藤井 要君） 許可します。

○7番（高柳孝博君） まず、コロナウイルスの対策についてでございますが、町の産業への影響をどう考えるかということで、町の産業というのは、やはり、休業の要請もかかりましたし、実際に支援しているところで、まだ、いまだかつてなかったような、経済へのダメージっていうのは、非常に大きいように考えます。それでまだ、今これで終息しているわけはありませんので、長期にわたって、経済が復帰してこない、そういうことが十分考えられる訳でございます。そういったときに、ここで、一旦、事業を閉めてしまうと、再度、事業を立ち上げるということは、非常に困難であります。こういった時こそ、官の財政の出動が必要ではないかというふうに考えます。実際に、国のほうも、国債を、新たに、また、発行すると、銀行のほうも、国債の購入の80兆の上限を外しました。国債を、さらに、出して使っていくという、準備が整っていますので、問題は、町のほうへと、どれだけそれを使っていたか。町には、財源っていうのは限られていますので、新たな施策っていうのは非常に難しいと思います。そういった中で、国の支援というものを、願わなければいけない訳ですよ。そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

○町長（長嶋精一君） 高柳議員がおっしゃるとおり、今回のコロナショックというこの苦境はですね、長引くのではないかと思います。そしてバブル崩壊のときの、我が町あるいは伊

豆南部というのは、非常に遅効性っていうか、まず、東京のほうが、一番影響を受けて、こっちのほうに来るのが遅かったんですね、影響は。ところが、今回の場合は、ダイレクトに影響を受けております。そこで、景気浮揚策というのは、議員、御承知のとおり、消費、消費を喚起するということと、大きく公共投資であります。公共投資については、私は、町民の安心安全を守るためにも、コロナウイルスがあった訳ですから、診療所を作りたいと、岩科の方に診療所を作りたいと、これも一つの公共投資であります。町の業者さん、電気屋さんとか、いろいろ、入って潤うということで。消費につきましては、先ほど申し上げましたとおり、3回、立て続けに間断なく実行いたしました。これはもう、国や県が、確かに、持続化給付金とか、特別定額給付金、これも88%は、実行しておりますけれども、どうしてもこう、遅いんですね。だから我々は、とにかくスピード重視ということで、第1回は5月1日に全て20万円が行き渡るという、業者さんに、そういう展開をしたわけですが、非常によかったなと思っています。後の部分も先ほど申し上げました。じゃあ以降何をするのかと、これも、やっぱり国の県の・・・、明確にね。GoToキャンペーン等、やるというふうに言っておりますけれども、やはり遅れるんですね。したがって、我々は考えていることは、後で企画の課長が申し上げますが、・・・・・・クーポン券・・・、失礼、プレミアム商品券を発行します。これはもうよそでやっているのと同じじゃないじゃないかと・・・。内容が違います。町内の全ての人が、町内の民宿旅館ホテルに泊まっていただく。そして、町内の飲食業に、足を向けて、食事をしていただくと。それに対して、後押しをするような制度でございます。これについては、私の方としては、早くやりたいということで、専決でやらせていただけたらありがたいなと思っています。プレミアム商品券、これを、やってまいりたいと、これは、期間限定で、やっていきたいなと思っております。町の負担は・・・、半分を町が負担すると、大ざっぱに言うとそのような制度でございます。詳細は、企画観光の課長の方から、また、アウトラインだけ、申し上げてもらいます。

私の方は以上です。

○企画観光課長（深澤準弥君）　今プレミアム商品券の関係のお答えがありましたのでそれについて説明をさせていただきます。まだ準備段階でございまして、それについてはこれから商工会さんとか観光協会さんと、また協力をさせていただきながら進めていくこととなっております。内容につきましては、今後、詰めていくようになりますが、財源についてですけれども、まずスピードを上げてということで、財政調整基金の方を取り崩させていただいた後、基本的には、地方創生、臨時交付金の方の対象となるということで、それを財源とし

て、戻すような形で予定をしてございます。昨日も、ですね、政府のほうで、令和２年度の第２回目の補正予算の方が、国会の方に上げておりまして、総額31兆8,171億円という金額が、今回も上がっております。その中で、臨時交付金の積み増しという中で、今１兆円のところへ２兆円の積み増しというのを、今回、今国会の中でも話が出てございますので、今言ったようなことも含めて、プレミアム商品券のみではなく、今言ったこれからの事業者の支援、町の人たちの安全安心を守っていくというようなことの施策は、検討していく所存でございます。

○７番（高柳孝博君） はい。今まさに新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の、今それを活用するというお話がありました。これについては、冊子が出ておりまして、さまざまな案、これは冊子なんですけれど、さまざまな施策を出されていると・・・。こういって中で、全部これ松崎がやれるかというところではないと思いますけれど、一応、それぞれについて、長期にわたった場合に、さらなる施策が求められたときの一つの参考になると思いますので、是非そのあたり、考えていただいて、せっかく、これについては、お金を、予算をつけているところでもありますので、手を上げなければ、予算をつけてくれません。しっかりプランニングして、国のほうへ、国とか県へ、ですね、お願いする。そのためには、施策を作らないことには、補助金をいただけませんので、そこを是非やっていただいて・・・決意のほどをお願いします。

○企画観光課長（深澤準弥君） はい。今、議員のおっしゃるとおりでございます。国の方の交付金につきましても、うちのほうで施策を出して、それで請求するという形になります。採択については金額とかいろいろな条件が付されますが、それによって今後の金額等が決まってくると思います。今後の収束に向けてですけれども、最初に申し上げましたとおり、１年後になるのか１年半後になるのか、はたまた２年後になるのかといったことがわからない中で、今できること、そして中長期にわたって、やらなければならないことというのを、検討していく必要があるものですから、世界中が今、そういう経済危機に陥っている中で、今、松崎町が、国の中で何ができるかといったことも含め、どういった方向性を持って対処するか、深く考えていきたいと思っております。

○町長（長嶋精一君） 高柳議員も同じ考えだと思うんですけれども、今回のコロナショックでもって、おそらく起きうるだろうということは、東京一極集中主義の修正、それと、本格的な真剣な、地方創生をやらなきゃいけないと。国から与えられて、指標を決められて、人口どうするんですかっていう、そういうんじゃなくて、我が方で考え抜いて、真の意味の地

方創生をやっていくと、この二つが必ず求められます。私の考えているのは、我が町は観光で生きていく、これは誰が考えても、そうであります。しかしながら、このようなことがあって、大いに揺れ動いているんですね。そこで私が考えているのは、外部の景気動向に左右されにくいまちづくりは、どう作るべきか、ということを考えております。そこには、ものづくりというものがなくてはいけないのではないかと。ものづくりといっても、自動車を作ったり、テレビを作ったりカメラを作ったりということでは、当然ない訳でありまして、ここにあるもの、それは農業であり、水産業であり、あるいは林業であるというふうに考える訳です。ものづくりのある、農業もものづくりですね。ここら辺を、ですね、やっぱり深掘りして、行政と、農業委員会だとか、そういう農業の人たちとどうやっていくべきかということを実際に考えていくべきだと思います。そういうようなことをやるべきことがやること、遠回りのようですけれども、本当の松崎町のあるべき姿に向かっていくんじゃないかと私は思います。急に方向展開して、線香花火みたいなことはやりたくない。ただし、今やっていることは、出血してる訳ですから、出血は止めなきゃいけない。それを果敢にやる。果敢にやる。それと同時に、左手は将来のことに向けて、じっくり、じっくりやっていくと、いうことを、実践してまいりたいというふうに思います。ただ、そういう時には、あくまでも、ものづくりといっても農業、林業、水産業やるんですけども、そこには、昔のやり方じゃなくて、やっぱITを使ったやり方が必ず必要になります。その時は、ぜひ、御協力をお願いしたいというふうに思います。

○7番（高柳孝博君） 世界的な流れの中でも自国の中でやろうという、国内回帰という動きは少し出ています。そういった意味では、自国で、昔は、松崎町の農業も、田んぼも、盛んに使いましたし、山林も、よく活用してた訳でございます。そういう意味で回帰してきたときに、あるいは、これから、国の中で、自給が求められるときに、田舎の役目っていうのは、更に、今より、求められるんじゃないかというふうに考えます。ただし、これからはデジタルトランスフォーメーションという考え方で、今までのやり方ではない、新しい技術を使った農業、そういったものを考えてやっていく、とにかく、人は少ない訳ですから、そういった意味では、生産性を上げなければならない。生産性を上げるっていうことは、技術とか、そういったものに投資していかないと、生産性が上がっていきませんので、そこはやはり、民が、投資が、力が上がっていかないときには、官のやっぱり財政出動というのが必要ではないかと思っておりますので、そのあたりを考えていただきたいと思います。

それから、データベースの話ですけど、2060年の人口目標というのは現在6,276人という

ことでなっていますけれど、これは、今までの延長、あるいは、人口の形態の延長の中で想定されると思いますが、今、業態が変わってきて、仕事のあり方、進め方、それから技術の取り入れ方、それが変わってきていますので、改めて、バック、環境、そういったものを見直さないと、計画がアンマッチになるんじゃないかと、そういうふうに考える訳です。そのあたり、考えていただけたらというふうに思います。

それから、先ほど、在宅勤務とか、そういったお話は松崎町まだ遠いかもしれませんが、しかし流れとしては動いています。これが実際に都市部で、事務所をなくして、在宅で仕事をする企業が出てきました。人手がなくなってる中で、在宅で仕事を請け負ってやる、そういった業態も出てきました。そうすると、別に東京にいる必要はない訳ですよ。松崎町にいたって仕事はできる訳です。ただし、松崎町にその環境を作ってあげなければ、来ることはできません。特に松崎町は空き家もありますし、そのあたりを使うこともできます。しかも、光ケーブルが来ています。ネットワーク環境っていうのは整っています。だからそのあたりを少し、在宅で仕事ができることを支援していただいて・・・、ちょっと支援策を考えていただきたいと思います。そのあたりいかがでしょうか。

○企画観光課長（深澤準弥君） 今回のコロナの影響で、テレワーク等が進んでおります。その中で今おっしゃるように、東京にいる必要性というのがないということで、地方の方への・・・、目が大分向けられていると伺っております。東京においても、不動産の業界の中で、事務所の解約が進んでいると伺っております。その中でなぜ、自分たちが持つ事務所ではなく、いわゆる、シェアオフィスのようなもので賄えるというのが現状だそうです。そうなったときに、松崎町という場所も選択肢の一つになるんじゃないかということも、こちらも考えていく必要はあると思っております。ただその場合、やはりその企業のあり方というか、やはり、すぐ近くに本社があるとか、そういったところで、まだ、人との接点が必要な場合があるということで、いわゆる六本木ヒルズとかそういった所での事業形態は、まだ続いている事が多いそうです。さっき言っていただきましたデジタルトランスフォーメーションの関係もそうですけれども、そちらについても、今後進んでいく中で、インフラの整備も当然必要ですし、その中でやはり、人とのつながりがあることによって、松崎町を選んでいただくという、肝心かなめの、その人のつながりというところを、やはり、最終的に選んでいただくためには必要になってくると伺っておりますので、そういったところにも、必要な所へ、必要な働きかけをして、必要な人たちを呼び込んで、施策を進めていくといったことを進めていきたいとは考えております。

○町長（長嶋精一君） 今、企画の課長から話がありましたけれども、歴史は繰り返すと言いますけどもね、2008年のリーマンショックのときに、大手の自動車会社、トヨタさんとかいろいろが、やはり東京が寸断されて、サプライヤー寸断されちゃって、これはいけないということで、ワンウェイじゃなくて、2つ、3つというような、形をとったんですね、その後・・・しかし、やっぱり時代が、効率化、効率化を進めていくと、どうしてもある程度、元に戻っちゃうんですね。したがって、私は今言っていることが、高柳議員の言っていることはまったくその通りで、東京で百あったものが、しかし、ゼロにはならない。せめて70位にいくんじゃないかと・・・、非常に抽象的な答えですけども・・・、しかし、その30というものが、ですね、やっぱり、我が町でなんとかその・・・、我が町に住んで・・・、ITで、東京で仕事ができると、その先例は、ふれあいと一ふやというのがございまして、いろいろここで、余り大きくは、活用されていないように見えますけれども、これが、ですね、きっと役に立つ日が来るんじゃないかなと思います。静岡県内では、川根本町が先鞭をつけて、一躍有名になっている訳ですけども、川根本町を真似るのではなく、松崎町も独自でもってですね、ふれあいと一ふやを中心としてね、移住者を呼んでいきたいなと、そのように思っています。

○7番（高柳孝博君） 移住者に来ていただくのは非常に大事だと・・・、交流人口の拡大ということ、前から、言われている訳ですので、大事だと思います。もう、一つ私が考えているのは、この町を卒業した人が、そういった、G I G Uエコノミーといった市場で入るようなチャンスがあれば、卒業した人が帰ってくる、あるいは卒業して就職する。自分の家で、できる訳ですから、そういったことも考えていかないと、町から人がいなくなる。これは一つのチャンスではないかと思っています。自宅で、仕事ができる。そうすれば、実際に実家もある訳ですし、両親もいらっしゃいます。町にとっても、若い人が、仕事ができる、そういった環境があれば、十分やっていけるんじゃないかと思っています。先ほど、70%、30%というお話ありましたが、少なくとも、町で、ここで仕事をしたいという人が、町でできるような環境を作らないと・・・、相変わらず町から出ていく、先ほど東京、確かに情報という面では、都市部の方が、情報はたくさんある訳です。だけど、今、G I G Uエコノミーといった市場が、試されてきて、これからできていこうとしています。そういったときに、むしろ積極的に、町の卒業した人たちが働ける、そういったようなネットワーク環境であるとか、コミュニティーであるとか、そういったものを考えてやっていくということも必要ではないかと思っています。

それは要望もありますが、なかなか、財政もありますから、でもいずれ国の方も、地方創生臨時交付金の中でも、交付金としてやっている事例があります。だから、できない訳はないんで、むしろ、町をこれから、消滅すると言われた町を興していくためには必要ではないかというふうに・・・、そのあたりの考え方いかがでしょうか。

○企画観光課長（深澤準弥君） 今のG I G Uエコノミーにつきましてもそうですけれども、基本的にはインターネットを使って、単発の仕事を請け負うということになります。そうなったときに市場の中で、マーケットをやるときに、自分たちで取りに行かなければならないとか、自分たちの技術の程度によって、仕事が・・・、値段も変わってくると、いったところがございます。まだまだそういった人材の育成については、まだ、やはり、日本中が、そのI T技術者が足りないということになっていて、ちょっと心配されるのは、インドとか先進の方の国から、そういった方が逆輸入・・・、ではないですけどするような体制にもなりつつあります。そういった競争に打ち勝った上で、やはり帰ってきてもらうような形を選ばなければいけないので、単純に、G I G Uエコノミーだけで、っていうことにはならないと思います。やはり、先ほど議員もおっしゃっていたとおり、実家があったり、家族がいたり、やはり友人等があって、戻ってくるっていう要素にもなるものと思いますので、いろいろな複合的な要素を絡めながら、I Tの技術も取り入れながら、松崎町での暮らしに魅力をつけていきたいと考えておりますので、そういった意味でこれから、大切なのはやっぱり子供たちが外へ出て行く中での人材育成っていう部分は非常に重要なことかなと考えております。

○議長（藤井 要君） 高柳議員に申し上げます、見えますか・・・。残り時間見えます。

○7番（高柳孝博君） 延長お願いします。

○議長（藤井 要君） はい。

○7番（高柳孝博君） 今まさに技術、インドとか技術のあるところから来ていただくのも、それは非常にいいことだと・・・。インバウンドっていっても、なかなか外国の方が見えないので、これから、インバウンドを更に上げてくっていうのは難しいかと思いますけれど。一方で、今、技術の話が出ました。ここから教育の話に移りたいと思いますけれど、今いる子供たちが卒業するころには間違いなく、デジタルトランスフォーメーションが進んでいます。そうすると、この町でずっと卒業した人たちが就職しようとしても、技術がなければ、ほかの人に負けてしまって、働く所がとれない。特に、自分で自立して、ネットワークを使って仕事をしようとする人は、技術がある人の所へは仕事がある訳ですね。いい仕事がある。そうすると、生活の中で格差が生まれかねない訳です。技術のある人は、いい仕事をた

くさんいただける、松崎にいてもいい仕事ができるかもしれない。そういった意味で、今、子供たちが卒業する頃には、そのデジタル化というのは、更に今の、現状よりは進んでいると思われるわけですね。実際に、国も、ソサエティ5.0とか、それから、5Gの世界、そういったものが、実際に進んできています。国もそれを進めると言っていますので、そこにお金もつけて・・・、実際つけています。お金をね・・・。だからそこがやっぱり手をつけて、しっかりやる。

先ほど、教育長のほうから、学校の方に、個人に、端末を与えるということが、ですね、これ私、前から、端末をやった方がいいよと思っていたわけですけど・・・、国が2,292億円を補正予算で組んでいるということですね。それから、1台4万5,000円を上限に、約950万人に端末をくれると・・・、こういったようなことで出ていました。自治体は3分の1の負担ですよね。3分の2ぐらいが、国が持ってくれるんですかね・・・。だから、ここをやらない手はないと思うんですよね。しかも、松崎だからこそ、先にやらないと、出足が遅れてしまう可能性がある。先ほど県で一緒に調達したほうが、当然業者との間で交渉はやりやすい訳ですので、そういう話もあったようですけども、先ほどの説明の中では、県はやらないということで、そうすると、先に入れた人が勝ちなのかもしれませんね。設備を入れるということは、同時に多分、入れるだけの供給する業者、それから製造の機器、そういったものは1度には入ってきません。だからそういった意味では、早く準備をして、その仕組みを作って、学校で使うんだということをする。それから、機器が入っただけでは使えませんので、授業の方をどうやっていくか、で、こういう授業をできちゃった、あるいは、こういう検討をした結果が、学校のLANはこうすることで組めますよということで、実際に、機器の仕様書っていうのはもう出ていますよね。だから、仕様書は先ほどOS3つの中から選ぶことになってますが、いかんせん・・・、そういった仕様じゃない、細かい仕様が出ています。どれだけの機能をつけなきゃならないかというのも出ていますので、早いとこ、その中で、決定が最終的に何処で選定されるか何ですけど、県が入らないということになると、町の中で、あるいは、郡の中で、決定してやるかもしれませんけれど、町の中で早く、こういう方向でいこうと決めて、それに向けて進んでいかないと。都市では既にもうやっている訳ですね。静岡なんかも端末3,500万だったですかね、もう予算をつけて実際に端末配ってやっていますので、そうすると都市の方は、もの凄い進んでいる、田舎の方はまだ、これからやりましますよということじゃなくて、全くこれはチャンスだと思いますよね。今いる子供たちが、技術を先んじて、技術をつけて行けば、その方達が残っていただける、それがこの町の発展の

礎になると、私はそういうふうに考えますので、そのあたりの考え方がでしょうか。

○教育委員会事務局長（齋藤 聡君） 今回の端末の方につきましては、1人当たり4万5,000円の定額の補助というようになっておりまして、今現在生徒の数が大体311人おります。そのうちの3分の2について、今回の1人1台端末の整備というようにして予算のほうで組まれております。残りの3分の1につきましては、教育のICT化に向けた、環境整備5カ年計画というのがございまして、そちらの方が2018年から22年までというようになっておりまして、その中で整備をするというようになっております。

それから、端末につきましては、もうマイクロソフトのWindowsですとか、グーグルのクロームブック、あとアップルのiPadの三つから選択していただきたいということになっております。更に端末のスペックにつきましても、Windowsが64MGでしたっけか・・・、そちらのストレージの容量ですとかメモリも64MG以上なければダメだとか、あとタッチパネル、それとキーボードが附属してなければならないとか、一応そういう形で決まっておりますので、できるだけ町の方といたしましても、早い段階で、発注をかけたいなということの中で今現在考えております。端末の数につきましてはもう既に出てる訳ですが、学校の方のLANの配線が今整っていない状況ですので、今現在、その費用にどれだけかかるかというようなことを業者の方に積算を依頼しておりますので、それが出次第、予算措置をお願いしたいなというふうに考えております。

○7番（高柳孝博君） LANを作るって仕事、結構、工事が設計が結構大変ですので、早目に方針を出していただいて、いろいろとちょっと相談されるとか・・・。1つ心配なのは、家庭で使う場合ですね、学校はLANを作っていただけるんで、ネットワーク環境が整うと思いますけれど、一方で、家庭でそれを使いたいといった場合に、もしかするとネットワーク環境が整っていない所があるかも知れない。そうすると、生徒の中でも、ネットワーク環境が整ってる方と、そうではない方とできてしまう。そうすると、学校の授業そのものも、進む方、遅れる方、出てくる可能性があるんで、仕様書の中では、要するに携帯のモバイルの回線を使って、デダリングっていう技術を使って、端末も使えますよっていうようなことを言っているんですけど、そのネットワークを繋ぐ環境自体が、もしかするとなかなか作れない御家庭もあるかもしれない。そこは結構難しいところで、そこもだけど、やっぱりね、そこは補助をしてあげて、みてあげて、全員が同じようにね、使えるような環境を作っていただく、これは財政の話なので町長の方へ行くかも知れないですけど・・・。

○教育委員会事務局長（齋藤 聡君） はい、今高柳議員がおっしゃられるとおり、やはり家

庭になかなか負担のできない、家庭につきましては、こちらのほうから、LTEを活用した、モバイルルーターを貸与してくださいと、というようなことになっておりまして、それにつきましては、公費の方で負担するということが文科省の方で決まっております。

○7番（高柳孝博君） 時間が来ましたので、そろそろ締めさせていただきます。とにかく、物が入っても、使えなければ、ただの鉄クズと同じようなものですので、是非そのところを、使い倒して・・・これからの・・・人生の中で、今、お金も電子化になろうとしていますよね。日本銀行自体が電子化を狙っていますので、そうしてみると、そういった端末を使う技術というのは、生きてく上では必須になると思います。そういった意味で、小学校のときから、そういうものになじんで、子供ってというのは独創的な発想するもんだから、実際に小学生でソフトウェアを作って稼いでいる人がいるんですよね・・・。そういう時代になってきますので、是非、早目に準備して、実現をできるようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（藤井 要君） 以上で、高柳孝博君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前10時31分）